

# 船舶事故調査報告書

平成30年5月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年12月19日 04時30分ごろ
発生場所	鹿児島県枕崎市枕崎港 枕崎港東防波堤灯台から真方位070° 320m付近 (概位 北緯31° 15.6′ 東経130° 17.7′)
事故の概要	漁船第五十五 <sup>たけよし</sup> 竹吉丸は、北西進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年2月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第五十五竹吉丸、16.0トン KG2-5516（漁船登録番号）、有限会社吉武水産
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に小破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、操業を終え、枕崎港に向けて約12ノットの対地速力で自動操舵により北西進していた。 船長は、操舵室に設置された背もたれ付きの椅子に腰を掛けて見張りを行っていたところ、枕崎港の手前約1～2海里の地点で眠気を催したが、まさか居眠りするとは思わず、同じ姿勢でいたところ、いつしか居眠りに陥った。 本船は、枕崎港東防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.8mであった。 船長は、本事故前日14時に枕崎港を出港してから休息をとっておらず、疲労が蓄積していたと本事故後に思った。
分析	本船は、枕崎港に向けて北西進中、船長が居眠りに陥ったことから、枕崎港東防波堤の消波ブロックに向かう状態で航行し、同消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。 船長は、眠気を催した際、椅子に腰を掛けて同じ姿勢で見張りを行っていたこと、及び疲労が蓄積していたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、枕崎港に向けて北西進中、船長が居眠りに陥ったため、枕崎港東防波堤の消波ブロックに向かう状態で航行し、同消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・眠気を催した場合、椅子から立ち上がって外気に当たるなどし、眠気を払拭すること。</li><li>・操業及び航海が長時間に及ぶ場合、適宜、休息することが望ましい。</li></ul>
-----------	---